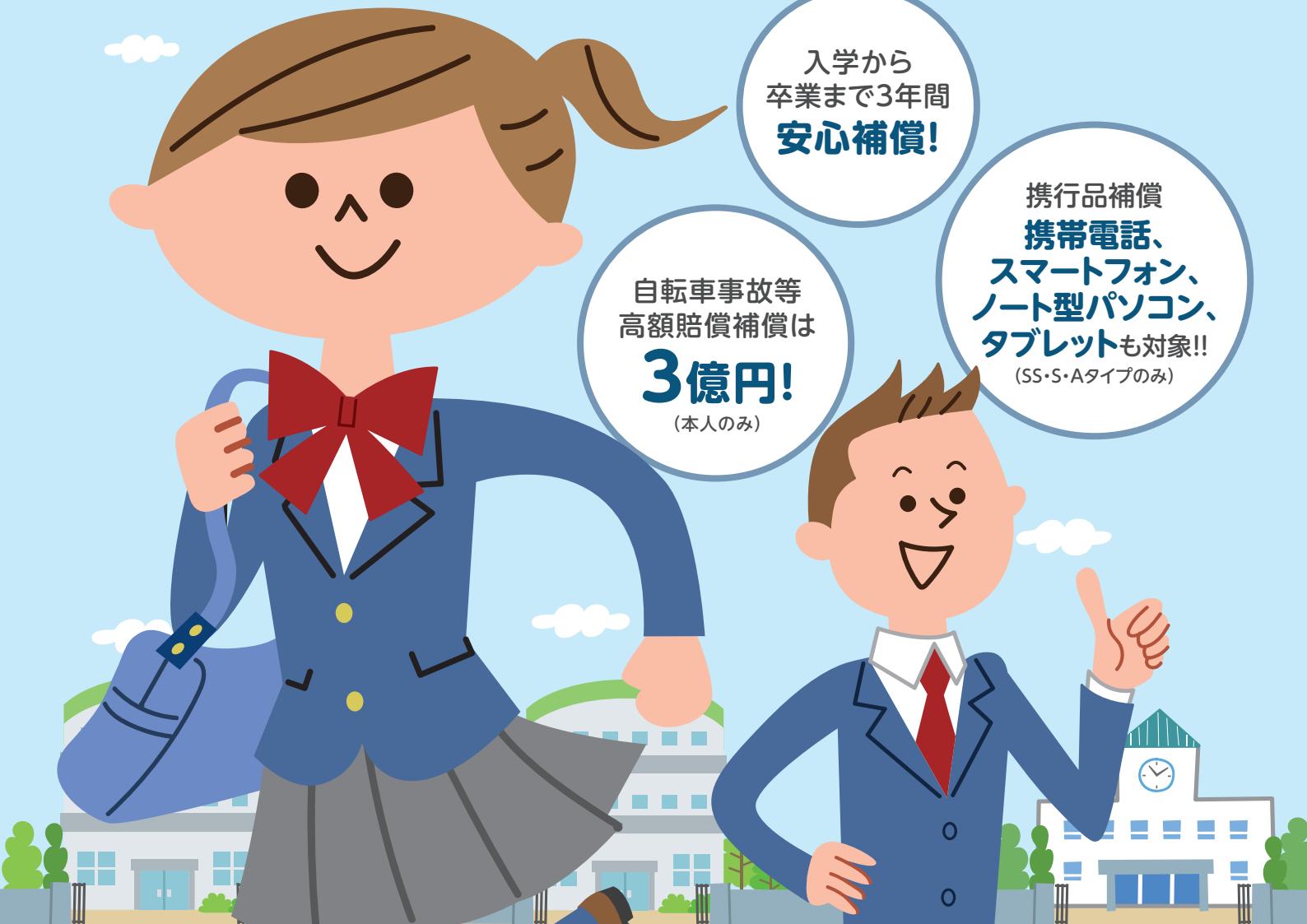


千葉県公立高等学校新入生・保護者の皆さんへ

高校生総合補償制度

学生・こども総合保険のご案内



入学から
卒業まで3年間
安心補償!

自転車事故等
高額賠償補償は
3億円!
(本人のみ)

携行品補償
**携帯電話、
スマートフォン、
ノート型パソコン、
タブレット**も対象!!
(SS・S・Aタイプのみ)

初回お申込
締切日

2026年3月31日(火)

※初回お申込締切日以降も随時ご加入いただけます。
最終締切日 9月25日(金)

保険期間

2026年4月1日午後4時～
2029年3月31日午後4時(3年間)

お申込方法
(保険料払込)

パンフレット最終ページの「払込取扱票」をご使用
ください。
※記入方法は「払込取扱票ご記入のてびき」をご参照ください。

引受保険会社

MS&AD 三井住友海上火災保険株式会社



千葉県高等学校PTA連合会

新入生・保護者の皆さん

この度は、高校へのご進学を心よりお祝い申し上げます。

これから3年間、お子さまが生き生きと有意義な高校生活を過ごされますよう願っております。

高校生活のスタートにあたり、「高校生総合補償制度(学生・こども総合保険)」をご案内させていただきます。

この制度は、学校生活や日常生活におけるケガや病気、第三者に損害を与えた場合の賠償責任、ならびに扶養者の死亡等による育英費用などを補償するものです。

県下では、高校生が自転車搭乗中や部活動中の事故などにより負傷する事例が多く発生しております。

保護者の皆さんにおかれましては、万が一の時にお子さまを守る備えとして、

是非ご加入を検討いただきますようお願ひいたします。



千葉県高等学校PTA連合会

会長 根本 吉晴



こんな時に役立ちます！



賠償責任補償

全タイプ共通

帰宅途中、出会いの頭に自転車同士で衝突。
相手が転倒し頭蓋骨骨折、後遺障害が残った。

お支払金額

17,463,000円

自転車事故補償

Sタイプの場合

自転車で転倒し足を骨折。
10日間入院し、退院後10日間通院した。

お支払金額合計 **33,000円**

育英費用補償

Sタイプの場合

扶養者である父親が、仕事中の事故で死亡した。

お支払金額 **1,000,000円**



傷害(ケガ)補償

Sタイプの場合

課外活動中に、転倒し足を骨折。
10日間入院し、退院後10日間通院した。

お支払金額合計 **33,000円**



高校生総合補償制度(学生・こども総合保険)の特長



病気補償

Sタイプの場合

虫垂炎が悪化。
腹膜炎を併発し、10日間入院し、
入院中に手術を受けた。

お支払金額合計 38,000円



天災危険補償

Sタイプの場合

地震で自宅の荷物が崩れ足を骨折。
10日間入院し、退院後10日間通院した。

お支払金額合計 33,000円

携行品損害補償

Sタイプの場合 (免責金額 3,000円)

カバンからスマートフォンを取り出す際に
誤って落とし破損した。

お支払金額合計 30,000円



保険料と 保険金額

SSタイプ～Cタイプの中からお選びください

団体割引
15%

※申込日によって補償開始日が変わるため、保険料が異なります。詳細は22ペー

おすすめ!
ケガだけでなく、病気や
携行品損害、育英費用などの
補償も選べて安心!

24時間補償

	ワイド			ベーシック
	SSタイプ	Sタイプ	Aタイプ	Bタイプ
3年間の保険料(一時払) [団体割引15%適用後の金額]	50,000円	30,000円	20,000円	12,000円
携行品損害保険金額 (免責金額3,000円) [日本国内・海外とも補償]	20万円	15万円	10万円	—
死亡・後遺障害 保険金額^{(*)1} (ケガ)	107.5万円	55.5万円	29.9万円	53万円
入院保険金日額^{(*)2} (ケガ) [1日目から補償]	3,000円	1,900円	1,100円	1,200円
通院保険金日額 (ケガ) [1日目から補償]	2,900円	1,400円	900円	600円
疾病入院保険金日額^{(*)3} (病気) [1日目から補償]	3,000円	1,900円	1,100円	—
疾病通院保険金日額 (病気) (退院後の通院) [1日目から補償]	2,900円	1,400円	900円	—
賠償責任保険金額 [示談交渉サービス付き(国内のみ)]	3億円	3億円	3億円	3億円
育英費用保険金額	200万円	100万円	—	—
天災危険補償特約	○	○	○	—
熱中症危険補償特約	○	○	○	—
細菌性食中毒および ウイルス性食中毒 補償特約	○	○	○	—

(*)1) 後遺障害保険金は、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。

(*)2) 手術を受けた場合は手術保険金(入院中に受けた手術の場合は入院保険金日額の10倍、入院中以外の手術の場合は入院保険金日額の5倍)をお支払いします。

(*)3) 手術を受けた場合は疾病手術保険金(入院中に受けた手術の場合は疾病入院保険金日額の10倍、入院中以外の手術の場合は疾病入院保険金日額の5倍)、放射線治療を受けた場合は放射線治療保険金(疾病入院保険金日額の10倍)をお支払いします。

*本制度は前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

*上記「24時間補償(SSタイプ～Bタイプ)」は職種級別A(学生・生徒等)の保険料です。学生・生徒の方が職業に就かれている場合は、保険料が異なることがありますので、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。



ジをご確認ください。

自転車事故のみ補償

エコニー

Cタイプ

6,000円

37.9万円

2,800円

1,900円

3億円

補償内容のご案内

携行品損害補償

外出中に、盗難・破損・火災などの偶然な事故により携行品に損害が発生した場合、損害額から免責金額(1回の事故につき3,000円)を差し引いた額の保険金をお支払いします。



携行品の例

携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット、学業用品(電子辞書など)、部活動用品等で11ページ「補償対象外となる主な『携行品』」に該当しない携行品

育英費用補償

扶養者の方がケガをし、事故の日から180日以内に死亡または所定の重度後遺障害を負った場合に補償します。



賠償責任補償

自転車で人をはねた等、日常生活で過って他人にケガをさせたり、他人のものを壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。

*被保険者は本人のみ



傷害(ケガ)補償

ケガにより死亡または後遺障害、入院・通院等した場合に保険金をお支払いします。



疾病(病気)補償

病気により入院・通院等した場合に保険金をお支払いします。



天災危険補償特約

地震もしくは噴火またはこれらによる津波によってケガなどをした場合に補償します。



熱中症危険補償特約

日射または熱射により被った身体の障害も傷害保険金をお支払いします。(疾病補償がセットされている場合は疾病保険金からもお支払いします。)



細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約

細菌性食中毒またはウイルス性食中毒により被った身体の障害も傷害保険金をお支払いします。(疾病補償がセットされている場合は疾病保険金からもお支払いします。)



自転車事故のリスク

自転車による加害事故例

約9,521万円の賠償判決

裁判事例



男子小学生(11才)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62才)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。

(神戸地方裁判所 平成25年7月4日判決)

自転車事故の
補償に関する
説明動画はこち
ら



自転車同士の衝突事故例

約9,266万円の賠償判決

裁判事例

男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員(24才)と衝突。男性会社員に重大な障害(言語機能の喪失等)が残った。

(東京地方裁判所 平成20年6月5日判決)

出典:一般社団法人 日本損害保険協会「知っていますか? 自転車の事故~安全な乗り方と事故への備え~」より



自転車事故の負傷者数 約6.5万人

交通事故負傷者数を状態別にみると自転車乗車中の占める割合は約18%と高い数値を示しています。

出典:内閣府「令和3年 交通安全白書」

交通事故全体の
約18%

29才以下の
若者と子どもが
約28%

交通事故負傷者数を年令別にみると
約28%が29才以下の若者と子どもです。



募集要項



ご加入条件

- お申込人となる方→千葉県公立高等学校に在籍する生徒(入学等手続を終えた方を含みます)の保護者に限ります。
- 被保険者(補償の対象者)となる方→千葉県公立高等学校に在籍する生徒(入学等手続を終えた方を含みます)です。



お申込締切日

初回締切日 2026年3月31日(火)

最終締切日 2026年9月25日(金)

最終締切日まで
随時お申込受付しています!



お申込日(保険料払込日)と保険期間について

お申込日(保険料支払日)	保険始期(補償開始日)	保険終期(補償終了日)
受付開始～3月31日	▶ 4月1日 午後4時～	2029年3月31日 午後4時
4月1日～9月25日	▶ お申込日の翌日 午前0時～	2029年3月31日 午後4時

④ ご注意ください

- 4月1日以降のお申込の場合、補償開始はお申込日(保険料払込日)の翌日午前0時となります。
- お申込日(保険料払込日)により、保険料が異なります。22ページの保険料一覧表をご参照いただき、お手続きください。



お申込方法(保険料払込)

パンフレット最終ページの「払込取扱票」をご使用ください。必要事項をご記入いただき、お近くのゆうちょ銀行・郵便局の窓口またはATMで保険料を払込みください(ATMでのお手続きを推奨します)。



加入者証

本制度は団体契約のため、加入者証は最終加入者が確定後、保護者(扶養者)の皆さんに発送いたします。加入者証到着までは、振込用紙の振替払込請求書兼受領証が本制度ご加入の証となりますので、大切に保管してください。

なお、事務処理の都合上、**加入者証は6月中旬(4月1日以降にお申込の場合、申込月の翌々月)以降に、作成完了したものから順次お届けいたしますのでご了承ください。**

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

個人情報の取扱いについて

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のため利用することができます。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を利用目的の達成に必要な範囲内で、保険契約者、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することができます。ただし、加入者の保険金請求状況や病名を含む事故その他センシティブ情報は、以下の目的の範囲で保険契約者、保険代理店および扱者(募集人)に提供します。

①契約の安定的な運用に向けた事故発生状況の詳細な分析のため

②本保険制度の募集文書に掲載する事故事例の参考とするため

③その他、上記①～②に準じて契約の安定的な供給を維持するため

詳細は、三井住友海上ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)をご覧ください。



よくあるご質問

Q&A

払込取扱票(加入申込票)の記入方法



カタカナで記入するべき項目を漢字で記入してしまいました。
どうすれば良いですか?



- A** 扶養者・被保険者のお名前の項目は、フリ仮名を振っていただく要領でカタカナをお書き添えください。また、扶養者の署名欄へのご署名(漢字)をお忘れにならないようお気を付けください。それ以外の項目(学校名・住所など)は漢字のままで結構です。



記入内容を間違えてしまいました。
どのように訂正すれば良いですか?

- A** 二重線を引いていただき、正しい内容をご記入ください。訂正印や訂正署名は不要です。



被保険者との関係(項目コード499)は
どのように記入すれば良いですか?

- A** 被保険者から見た扶養者の続き柄をご記入ください(例:父・母・兄弟姉妹など)。



団体との関係(項目コードL18)は何を記入すれば良いですか?

- A** 被保険者との関係(項目コード499)が父・母となる場合は記入は不要です。それ以外の場合は、初期印刷されている③に二重線を引いていただき、右表をご参照の上、該当する数字をご記入ください。

被保険者との関係

- | | | | |
|------|-----|-------|-----|
| 本人 | → 1 | 配偶者 | → 2 |
| 兄弟姉妹 | → 5 | 同居の親族 | → 6 |



他の保険契約の欄は、共済なども回答しなければいけませんか?

- A** はい、回答が必要です。その他生命保険なども該当しますのでご記入をお願いします。



初回お申込み締切日を過ぎてしまいました。

保険期間はどのように記入したら良いですか?



- A** 保険料を払込みされる(もしくはされる予定)日の翌日をご記入ください。ご記入が漏れた場合、幹事代理店・扱者でお支払された日の翌日を補筆させていただきます。



払込取扱票(加入申込票)は、ゆうちょ銀行・郵便局から団体に電子データで提供されます。ご記入いただいた内容について読み取りが出来なかったり、不備があった場合には、保険会社または募集代理店より確認のお電話させていただく場合があります(お電話が通じないなどにより、ご郵送で対応させていただく場合もあります)。その際には、ご協力をお願い申し上げます。



その他



学校で加入者証の提出を求められました。どうすれば良いですか?

- A** 加入者証は6月中旬以降に順次発送となります。加入者証がお手元に届くまでは、振込用紙の「振替払込請求書兼受領証」を学校にご提出(もしくはご提示)ください。過去から学校には受領証でお認めいただいておりますが、万が一、受領証では対応不可などお困りごとがあればお問い合わせください。出来る限りのご対応をさせていただきます。



保険期間の途中で住所や在籍する学校が変更になった場合、手続きは必要ですか?

- A** 手続きが必要です。必ず代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。なお、千葉県公立高等学校以外の学校に転校された場合などは継続加入ができませんので、脱退の手続きとなります。



皆さまから
よくあるご質問を
まとめました。



保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額・ 保険金をお支払しない主な場合



※印を付した用語については、12ページ～13ページ「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

- 本人のみ補償特約(賠償責任条項用)をセットしているため、賠償責任保険金の被保険者の範囲は、本人のみとなります。なお、本人が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。)を被保険者とします。
- SS・S・Aタイプには天災危険補償特約をセットしているため、地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ^{*}の場合も、傷害保険金、育英費用保険金をお支払いします。
- SS・S・Aタイプには熱中症危険補償特約をセットしているため、急激かつ外来による日射または熱射により被った身体の障害についても、傷害保険金をお支払いします。
- SS・S・Aタイプには細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約をセットしているため、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒により被った身体の障害についても、傷害保険金をお支払いします。
- すべてのご契約に「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動的にセットされ、保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱^{*}、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
携行品損害 保険金 ★携行品損害 補償特約 ☆新価格保険特約(携行品 損害補償特約用)セット ☆携行品損害 補償特約の 保険の対 象の追加に 関する特約 セット	<p>保険期間中の偶然な事故(盗難・破損・火災など)により、携行品^(*)に損害が発生した場合</p> <p>(*)「携行品」とは、被保険者が住宅(敷地を含みます。)外において携行している被保険者所有の身の回り品(カメラ、衣類、レジャー用品等)をいいます。ただし、別記の「補償対象外となる主な『携行品』」を除きます。</p>	<p>損害の額 - 免責金額[*] (1回の事故につき3,000円)</p> <p>(注1)損害の額は、再調達価額[*]によって定めます。ただし、被害物が貴金属等の場合には、保険価額[*]によって定めます。なお、被害物の損害を修繕しうる場合においては、損害発生直前の状態に復するのに必要な修繕費をもつて損害の額を定め、価値の下落(格落損)は含みません。この場合においても、修繕費が再調達価額を超えるときは、再調達価額を損害の額とします。</p> <p>(注2)損害の額は、1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等(鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券・宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券は含まれません。)もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。</p> <p>(注3)保険金のお支払額は、保険期間を通じ、携行品損害保険金額が限度となります。ただし、保険期間が1年を超える保険契約においては、保険年度[*]ごとに保険金額が限度となります。</p> <p>(注4)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 ●被保険者と同居する親族[*]の故意による損害 ●自動車等[*]の無資格運転、飲酒運転[*]または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害 ●公権力の行使(差押え・没収・破壊等)による損害 ●携行品の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●携行品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、携行品が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ●偶然な外來の事故に直接起因しない携行品の電気的事故・機械的事故(故障等)による損害(ただし、これらの事由によって発生した火災による損害の場合は、保険金をお支払いします。) ●携行品である液体の流出による損害(ただし、その結果として他の携行品に発生した損害の場合は、保険金をお支払いします。) ●携行品の置き忘れまたは紛失による損害 ●戦争、その他の変乱[*]、暴動による損害(テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●被保険者または被保険者側に属する方の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為 ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の法定代理人を含みます。)の使用者もしくは同居の親族が単独で、または第三者と共に謀して行った窃盗、強盗、背任その他の不誠実行為(ただし、火災または破裂・爆発によって発生した損害の場合は、保険金をお支払いします。) ●別記の「補償対象外となる主な『携行品』」の損害など
賠償責任 保険金 ☆賠償責任条項の一部変更に関する特約セット	<p>次のいずれかの事由により、法律上の損害賠償責任を負われた場合</p> <p>①保険期間中の次のア、またはイ、の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物^{(*)1}を壊したりしたこと。</p> <p>②日本国内において保険期間中の次のア、またはイ、の偶然な事故により、誤って線路へ立入りてしまったこと等が原因で電車等^{(*)2}を運行不能^{(*)3}にさせたこと。</p> <p>③補償対象受託物^{(*)4}の損壊、紛失または盗難^{(*)5}</p> <p>ア、住宅^{(*)6}の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 イ、被保険者の日常生活に起因する偶然な事故</p>	<p>被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 + 判決により支払を命ぜられた訴訟費用 - または判決日までの遅延損害金</p> <p>被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 - 免責金額[*](0円)</p> <p>(注1)1回の事故につき、賠償責任保険金額が限度となります。ただし、情報機器等に記録された情報のみの事故については、1回の事故につき、記録情報限度額(500万円)または賠償責任保険金額のいずれか低い額が限度となります。</p> <p>(注2)損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。</p>	<p><「保険金をお支払いする場合」①～③に共通の事由></p> <ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ●被保険者の職務遂行(アルバイトおよびインターナーシップを除きます。)に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●被保険者の使用者が業務従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任(ただし、被保険者が家事使用人として使用者に対する損害賠償責任の場合は、保険金をお支払いします。) ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族[*]に対する損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 <p>(次ページに続く)</p>

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
			(前ページから続き)
賠償責任 保険金 ☆賠償責任条項の一部変更に関する特約セット	<p>(前ページから続き) (注)被保険者の範囲は、次のとおりです。 本人(本人が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者*および3親等内の姻族に限ります。)を被保険者とします。)</p> <p>(*)1 情報機器等に記録された情報を含みます。</p> <p>(*)2 電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。</p> <p>(*)3 正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいいます。</p> <p>(*)4 「補償対象受託物」とは、被保険者が他人(レンタル業者を含みます。)から預かった財物をいいます。ただし、別記の「補償対象外となる主な『受託物』」を除きます。</p> <p>(*)5 上記③に掲げる事由に対して保険金を支払うのは、被保険者が、補償対象受託物^{(*)4}につき正当な権利を有する者に対して損害賠償責任を負担することによって被った損害に限ります。</p> <p>(*)6 本人の居住の用に供される住宅をいい、敷地内の動産および不動産を含みます。</p>	<p>(前ページから続き) (注3)上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。</p> <p>(注4)日本国内において発生した左記「保険金をお支払いする場合」①および②の事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受けします。ただし、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担されない場合、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が賠償責任保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。</p> <p>(注5)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<p>(前ページから続き)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自動車等*の車両、船舶、航空機、銃器、職務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任(ただし、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートの所有、使用、または管理に起因する損害賠償責任の場合は、保険金をお支払いします。) ●戦争、その他の変乱*、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害賠償責任 <p>など</p> <p><「保険金をお支払いする場合」①、②に適用される事由></p> <ul style="list-style-type: none"> ●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 <p>など</p> <p><「保険金をお支払いする場合」③に適用される事由></p> <ul style="list-style-type: none"> ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による補償対象受託物の損害 ●自動車等の無資格運転、飲酒運転*または麻薬等を使用しての運転中の事故による補償対象受託物の損害 ●公権力の行使(差押え・没収・破壊等)による補償対象受託物の損害 ●補償対象受託物に発生した自然発火または自然爆発 ●偶然な外来の事故に直接起因しない補償対象受託物の電気的事故・機械的事故(故障等)による損害 ●自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による補償対象受託物の損害 ●風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(じん)その他これらに類するものの吹込みや漏入による補償対象受託物の損害 ●引き渡し後に発見された補償対象受託物の損壊による損害賠償責任 ●補償対象受託物を使用不能にしたことによる損害賠償責任(収益減少等) ●通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したことまたは本来の用途以外に補償対象受託物を使用したことによる損害賠償責任 ●別記の「補償対象外となる主な『受託物』」の損害など
傷害保険金 ☆自転車搭乗中等のみ補償特約セット(Cタイプのみ)	<p>保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 <自転車搭乗中等のみ補償特約をセットする場合> 保険期間中の自転車事故*によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合</p>	<p>死亡・後遺障害保険金額の全額</p> <p>(注1)死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。</p> <p>(注2)既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。保険期間が1年を超える保険契約においては、その事故の発生した保険年度*と同一の保険年度に発生した事故によるケガ*に対して既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者、被保険者の親権者・後見人または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等の無資格運転、飲酒運転*または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガ(治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ) ●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ(SS・S・Aタイプを除く) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛*その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●入浴中の溺水*(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)*によって発生した肺炎 ●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ <p>など</p> <p>(注)細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。(SS・S・Aタイプを除く。)</p>
後遺障害 保険金 ☆自転車搭乗中等のみ補償特約セット(Cタイプのみ)	<p>保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が発生した場合 <自転車搭乗中等のみ補償特約をセットする場合> 保険期間中の自転車事故*によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が発生した場合</p>	<p>死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合(4%~100%)</p> <p>(注1)政府災害保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、後遺障害保険金をお支払いします。</p> <p>(注2)被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害*の程度を認定して、後遺障害保険金をお支払いします。</p> <p>(注3)同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。</p>	<p>(注)細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。(SS・S・Aタイプを除く。)</p> <p>(次ページに続く)</p>

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害保険金 後遺障害 保険金 ☆自転車搭乗 中等のみ 補償特約 セット (Cタイプ のみ)		(前ページから続き) (注4)既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする後遺障害保険金は、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。保険期間が1年を超える保険契約においては、その事故の発生した保険年度 [*] と同一の保険年度に発生した事故によるケガ [*] に対して既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、それぞれの保険年度ごとにお支払いする後遺障害保険金は、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	(前ページから続き) <自転車搭乗中等のみ補償特約をセットする場合> 保険金をお支払いしない主な場合に追加される事由 <ul style="list-style-type: none">●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ[*]●自転車[*]を用いて競技等[*]をしている間のケガ
入院保険金 ☆自転車搭乗 中等のみ 補償特約 セット (Cタイプ のみ)	保険期間中の事故によるケガ [*] のため、入院 [*] された場合 <自転車搭乗中等のみ補償特約をセットする場合> 保険期間中の自転車事故 [*] によるケガ [*] のため、入院 [*] された場合	入院保険金日額 \times 入院 [*] した日数 (注1)事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては保険金をお支払いしません。 (注2)入院保険金をお支払いする期間中にさらに入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ [*] を被った場合は、入院保険金を重ねてはお支払いしません。	保険金をお支払いしない主な場合から除外される事由 <ul style="list-style-type: none">●保険契約者、被保険者、被保険者の親権者・後見人または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ●自動車等の無資格運転、飲酒運転または麻薬等を使用しての運転中のケガ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ●入浴中の溺水(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。)●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)によって発生した肺炎●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ●乗用具を用いて競技等をしている間のケガ
手術保険金 ☆自転車搭乗 中等のみ 補償特約 セット (Cタイプ のみ)	保険期間中の事故によるケガ [*] の治療 [*] のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術 [*] を受けられた場合 <自転車搭乗中等のみ補償特約をセットする場合> 保険期間中の自転車事故 [*] によるケガ [*] の治療 [*] のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術 [*] を受けられた場合	① 入院 [*] 中に受けた手術 [*] の場合 入院保険金日額 \times 10 ② ①以外の手術の場合 入院保険金日額 \times 5 (注)1事故に基づくケガ [*] について、1回の手術に限ります。また、1事故に基づくケガ [*] について①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。	
通院保険金 ☆自転車搭乗 中等のみ 補償特約 セット (Cタイプ のみ)	保険期間中の事故によるケガ [*] のため、通院 [*] された場合 (注)通院されない場合で、所定の部位 [*] を固定するためにギプス等 [*] を常時装着したときには、その装着日数を含みます。ただし、医師 [*] の指示による固定 ^(*) であること、かつ、診断書、診療報酬明細書等から所定の部位をギプス等の装着により固定していることが確認できる場合に限ります。 (*)診断書または医師の意見書に固定に関する記載がある場合に限ります。 <自転車搭乗中等のみ補償特約をセットする場合> 保険期間中の自転車事故 [*] によるケガ [*] のため、通院 [*] された場合 (注)通院されない場合で、所定の部位 [*] を固定するためにギプス等 [*] を常時装着したときには、その装着日数を含みます。ただし、医師 [*] の指示による固定 ^(*) であること、かつ、診断書、診療報酬明細書等から所定の部位をギプス等の装着により固定していることが確認できる場合に限ります。 (*)診断書または医師の意見書に固定に関する記載がある場合に限ります。	通院保険金日額 \times 通院 [*] した日数 (注1)事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては保険金をお支払いしません。また、お支払いする日数は90日が限度となります。 (注2)入院保険金をお支払いする期間中に通院された場合は、通院保険金をお支払いしません。 (注3)通院保険金をお支払いする期間中にさらに通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ [*] を被った場合は、通院保険金を重ねてはお支払いしません。	
疾病保険金 疾病入院 保険金 ★疾病補償 基本特約 欄外(☆)参照	保険期間の開始後 ^(*) に発病 [*] した病気 [*] のため、保険期間中に、入院 [*] された場合(以下、この状態を「疾病入院」といいます。) (*)病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	疾病入院保険金日額 \times 疾病入院の日数 (注1)疾病入院の日数には以下の日数を含みません。 <ul style="list-style-type: none">・疾病入院された日からその日を含めて支払対象期間^(*)(180日)が満了した日の翌日以降の疾病入院の日数・1回の疾病入院[*]について、疾病入院保険金を支払うべき日数の合計が	<ul style="list-style-type: none">●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病気[*]●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による病気●精神障害^(*)およびそれによる病気●戦争、その他の変乱[*]、暴動による病気(テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)

(次ページに続く)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
疾病入院 保険金 ★疾病補償 基本特約 欄外(☆)参照		(前ページから続き) 支払限度日数*(180日)に到達した日の翌日以降の疾病入院の日数 (注2)疾病入院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気*を発病*された場合は、疾病入院保険金を重ねてはお支払いしません。	(前ページから続き) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気 ●妊娠または出産(異常妊娠、異常分娩または産褥(じょく)期の異常*の場合は、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* など
疾病手術 保険金 ★疾病補償 基本特約 欄外(☆)参照	①疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気*の治療*のために疾病入院保険金の支払対象期間*(180日)中に手術*を受けられたとき。 ②保険期間の開始後*に発病*した病気の治療のために、保険期間中に手術を受けられた場合 (*)病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	1回の手術*について、次の額をお支払いします。 ① 疾病入院保険金が支払われるか否かにかかわらず、入院*中に受けた手術の場合 $\text{疾病入院保険金日額} \times 10$ ② ①以外の手術の場合 $\text{疾病入院保険金日額} \times 5$ (注)次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ①同一の日に複数回の手術を受けた場合 疾病手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ②1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④医科診療報酬点数表において、一連の治療*過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して疾病手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	(注)保険期間の開始時*より前に発病*した病気*については、保険金をお支払いしません。ただし、病気を補償する加入タイプに継続加入された場合で、病気を発病した時が、その病気による入院*を開始された日*からご加入の継続する期間を遡及して1年(保険期間が1年を超えるご契約の場合は2年となります。)以前であるときは、保険金をお支払いします。 (*1)「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99に規定されたものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。 <お支払対象となる精神障害の例> 認知症、アルコール依存、薬物依存、統合失調症、気分障害、人格障害、知的障害 など
放射線治療 保険金 ★疾病補償 基本特約 欄外(☆)参照	①疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気*の治療*のために疾病入院保険金の支払対象期間*(180日)中に放射線治療を受けられたとき。 ②保険期間の開始後*に発病*した病気の治療のために、保険期間中に放射線治療を受けられた場合 (*)病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	1回の放射線治療*について、次の額をお支払いします。 $\text{疾病入院保険金日額} \times 10$ (注1)同一の日に複数回の放射線治療を受けた場合は、いずれか1つの放射線治療についてのみ保険金をお支払いします。 (注2)放射線治療保険金を支払うべき放射線治療を複数回受けた場合は、同一の診療行為について放射線治療保険金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、保険金をお支払いしません。	(*2)「異常妊娠、異常分娩または産褥(じょく)期の異常*」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードO00からO79まで、O81からO99までに規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。 (*3)病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (*4)疾病入院の原因となった病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。 (*5)疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術を開始された日」、「放射線治療を開始された日」と読み替えます。
疾病通院 保険金 ★疾病補償 基本特約 欄外(☆)参照	疾病入院保険金をお支払いする疾 病入院が終了し、退院した後、その 疾病入院の原因となった病気*と同 一の病気により通院*された場合(以 下、この状態を「疾病通院」といいま す。)	疾病通院保険金日額 \times 疾病通院の日数 (注1)疾病通院の日数には以下の日数を含みません。 ・疾病入院の終了した日の翌日から起算して支払対象期間*(180日)が満了した日の翌日以降の疾病通院の日数。 なお、疾病入院保険金の支払対象期間(180日)内に疾病入院が終了していない場合には、疾病入院の終了した日または疾病入院保険金の支払対象期間が満了した日の翌日から起算して180日を経過した日のいずれか早い日が疾病入院の終了した日となります。 ・1回の疾病入院*について、疾病通院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*(30日)に到達した日の翌日以降の疾病通院の日数 (注2)疾病入院保険金をお支払いする期間中に疾病通院された場合は、疾病通院保険金をお支払いしません。 (注3)疾病通院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気*を発病*した場合は、疾病通院保険金を重ねてはお支払いしません。 (次ページに続く)	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
疾病保険金	疾病通院 保険金 ★疾病補償 基本特約 欄外(☆)参照	(前ページから続き) (注4)疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気(これと医学上因果関係がある病気 [*] を含みます。)によって再度疾病入院に該当した場合で、前の疾病入院の終了後、後の疾病入院が開始するまでの期間中に疾病通院されたときは、その日数を疾病通院の日数に含めて疾病通院保険金をお支払いします。	
育英費用保険金	扶養者 [*] が、保険期間中の事故によるケガ [*] のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡されたり、重度後遺障害 [*] の状態になられた場合	育英費用保険金額の全額 (注1)育英費用を補償する保険を複数(引受保険会社、他の保険会社を問いません。)ご契約の場合、育英費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い保険金額が限度となります。 (注2)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者、扶養者[*]または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ[*] ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等[*]の無資格運転、飲酒運転[*]または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療[*]以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱[*]、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●入浴中の溺水[*](ただし、急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)[*]によって発生した肺炎 <p>など</p>

(☆) 疾病入院保険金、疾病手術保険金、放射線治療保険金、疾病通院保険金

【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】

病気^{*}を補償する加入タイプに継続加入の場合で、被保険者が疾病入院^{(*)1}の原因となった病気^{(*)2}を発病^{*}した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。

①病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額

②この保険契約のお支払条件で算出した金額

ただし、病気^{(*)2}を発病した時が、その病気による疾病入院^{(*)1}を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年(保険期間が1年を超えるご契約の場合は2年となります。)以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。

(*)1) 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術」、「放射線治療」と読み替えます。

(*)2) 疾病入院^{(*)1}の原因となった病気と医学上因果関係がある病気^{*}を含みます。

補償対象外となる運動等／補償対象外となる主な「受託物」／補償対象外となる主な「携行品」

補償対象外となる運動等

山岳登はん^{(*)1}、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機^{(*)2}操縦^{(*)3}、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機^{(*)4}搭乗、ジヤイロプレーン搭乗

その他これらに類する危険な運動

(*)1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。)をいいます。

(*)2) グライダーおよび飛行船は含みません。

(*)3) 職務として操縦する場合は含みません。

(*)4) モーター・ハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラグライド等のパラシート型超軽量動力機は含みません。

補償対象外となる主な「受託物」

通貨、預貯金証券、有価証券、印紙、切手、稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿、貴金属、宝石、書画、骨董(とう)、彫刻、美術品、自動車(被牽(けん)引車を含みます。)・原動機付自転車・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)・航空機およびこれらの付属品、銃砲、刀剣、上記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のその運動等のための用具、動物・植物等の生物、建物(畠、建具、浴槽、流し、ガス台、調理台、棚および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備を含みます。)、門、塀、垣、物置、車庫その他の付属建物

など

補償対象外となる主な「携行品」

船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)・航空機・自動車・原動機付自転車およびこれらの付属品、自転車・雪上オートバイ・ゴーカート・ハンググライダー・パラグライダー・サーフボード・ウインドサーフィンおよびこれらの付属品、無人機(ドローン)・ラジコン模型およびこれらの付属品、義歯、義肢、動物、植物、株券、有価証券(乗車券等、定期券、通貨および小切手は補償の対象となります。)、印紙、切手、預金証書または貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、電子マネー、釣竿・竿掛け・竿袋・リール・釣具入れ・クーラー・びく・たも網・救命胴衣およびこれらに類似のつり用に設計された漁具、証書(運転免許証およびパスポートを含みます。)・帳簿・稿本(本などの原稿)・設計書・図案・ひな形・鑄型・木型・紙型・模型・勲章・き章・免許状その他これらに類する物(印章は補償の対象となります。)、テープ・カード・ディスク・ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム・データ(市販されていないものをいいます。)

など

※印の用語のご説明

詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

後遺障害



- ア行**
- **医学上因果関係がある病気**とは、医学上重要な関係にある一連の病気をいい、病名を異にする場合であってもこれを同一の病気として取り扱います。たとえば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。
 - **医学的他覚所見のないもの**とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
 - **医師**とは、被保険者が医師の場合は、被保険者以外の医師をいいます。
 - **1回の疾病入院**とは、疾病入院の退院日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気(これと医学上因果関係がある病気^{*}を含みます。)によって再度疾病入院に該当した場合には、前の疾病入院と後の疾病入院を合わせて「1回の疾病入院」として取り扱います。
 - **飲酒運転**とは、道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等^{*}を運転することをいいます。
 - **オンライン診療**とは、医師と患者の間において、情報通信機器を通して患者の診察および診断を行い、診断結果の伝達、処方等の診療行為をリアルタイムにより行うことをいいます。ただし、リアルタイムの視覚および聴覚の情報を含む情報通信手段による場合に限ります。なお、電話診療は含みません。
- カ行**
- **ギブス等**とは、ギブス(キャスト)、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、副子(シーネ、スプリント)固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBプレース(下腿骨骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限ります。)、線副子等(上下顎を一体的に固定した場合に限ります。)およびハロー・ベストをいいます。
 - **競技等**とは、競技、競争、興行^(*)または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。
(*)いざれもそのための練習を含みます。
 - **頸(けい)部症候群**とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
 - **ケガ**とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
「急激」とは、「事故が突然的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。
「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状^{(*)1}を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。
^{(*)2}①細菌性食中毒 ②ウイルス性食中毒
(*)1継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
(*)2SS・S・Aタイプには「細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約」がセットされているため上記①②を含みます。(3、4ページ参照)
 - **後遺障害**とは、治療^{*}の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者または扶養者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能的重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者または扶養者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見^{*}のないものを除きます。
 - **誤嚥(えん)**とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。
 - **再調達額**とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。なお、再取得に必要な額は、被害物を購入したときの金額より低い金額となる場合があります。
 - **自転車**とは、ペダルまたはハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する2輪以上の車(レールにより運転する車、身体障害者用車いすおよび幼児用の3輪以上の車を除きます。)およびその付属品(積載物を含みます。)をいいます。
 - **自転車事故**とは、次の事故をいいます。
①自転車^{*}に搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故
②運行中の自転車との衝突、接触
 - **自動車等**とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
 - **支払限度日数**とは、支払対象期間^{*}内において、疾病入院保険金および疾病通院保険金の支払いの限度となる日数をいい、それぞれについて、加入者証記載の期間または日数とします。
 - **支払対象期間**とは、疾病入院保険金および疾病通院保険金の支払いの対象となる期間をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数をいいます。
なお、「疾病入院」が中断している期間がある場合には、その期間を含む継続した期間をいいます。
 - **重度後遺障害**とは、後遺障害^{*}のうち、両目の矯正視力が0.02以下になった場合、神経系統の機能等に著しい障害を残し、随時介護を要する場合等をいいます。
 - **手術**とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為^{(*)1}。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。また疾病手術保険金補償については鼻焼灼術(鼻粘膜、下甲介粘膜)を除きます。
②先進医療^{*}に該当する診療行為^{(*)2}
(*)1①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。
(*)2②の診療行為は、治療^{*}を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
 - **乗用具**とは、自動車等^{*}、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
 - **所定の部位**とは、次のいずれかの部位(指、顔面等は含まれません。)をいいます。
 - ・長管骨(上腕骨、桡骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。)または脊柱
 - ・長管骨に接続する3大関節部分(肩関節、肘関節、手関節、股関節、膝関節および足関節をいいます。)
 - ・肋骨または胸骨(鎖骨、肩甲骨は含まれません。)。ただし、体幹部を固定した場合に限ります。
 - ・顎骨または顎関節。ただし、線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限ります。
 - **親族**とは、6親等内の血族、配偶者^{*}および3親等内の姻族をいいます。
 - **先進医療**とは、手術^{*}または放射線治療^{*}を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般的の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
 - **その他の変乱**とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。

- タ行**
- **治療**とは、医師^{*}が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
 - **通院**とは、病院もしくは診療所に通い、または往診、訪問診療もしくはオンライン診療^{*}により、治療^{*}を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領、医療相談等のためのものまたは医師等による受診勧奨は含みません。
 - **溺水**とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- ナ行**
- **入院**とは、自宅での治療^{*}が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師^{*}の管理下において治療に専念することをいいます。
- ハ行**
- **配偶者**とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方および、戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。
 - **発病**とは、医師^{*}が診断^(*)した発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師の診断によりはじめて発見されることをいいます。
(*)人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。
 - **病気**とは、被保険者が被ったケガ^{*}以外の身体の障害をいいます。なお、被保険者が病気によって被ったケガについては、病気として取り扱います。
 - **扶養者**とは、被保険者を扶養する方で、加入者証等に記載された方をいいます。
 - **放射線治療**とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
 - ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為
 - ②先進医療^{*}に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為

(注)①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
- マ行**
- **免責金額**とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。

ご加入にあたっての注意事項



 保険契約者 団体契約について	この保険は千葉県高等学校PTA連合会が保険契約者となる団体契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。
 ご加入条件	<ul style="list-style-type: none">●お申込人となれる方は千葉県公立高等学校に在籍する生徒(入学等手続を終えた方を含みます。)の保護者に限ります。●この制度で被保険者(補償の対象者)となれる方の範囲は、千葉県公立高等学校に在籍する生徒(入学等手続を終えた方を含みます。)です。
 保険期間・継続契約の取扱いについて	<ul style="list-style-type: none">●この保険の保険期間は2026年4月1日午後4時から2029年3月31日午後4時までとなります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できることや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。●引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。
 経営破綻した場合等の保険契約者の保護について	<ul style="list-style-type: none">●引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。●損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。 保険金、解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。
 税法上の取扱い (2025年12月現在)	払い込んでいただく保険料のうち、疾病保険金部分の保険料等は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。 (注1)傷害保険金部分の保険料等は、保険料控除の対象となりません。特に「ケガのみ」のタイプ(疾病補償基本特約付ではないタイプ)の場合、保険料控除の対象となる保険料はありませんので、ご注意ください。 (注2)なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。
その他	<ul style="list-style-type: none">●お客様のご加入内容が登録されることがあります。損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。●ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

1 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。

万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご検討ください。

【重要事項のご説明】に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

- 保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます。)
- 保険額(ご契約額)
- 保険期間(保険のご契約期間)
- 保険料・保険料払込方法

2 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。内容をよくご確認いただき、加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。

記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

皆さまがご確認ください。

- 加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいているか?
「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。
※ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取扱うことがあります。
または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか?
 - 加入申込票の「職業・職務」欄(「職種級別」欄を含みます。)は正しくご記入いただいているか?
または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか?
 - 加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか?
- *ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

① ご注意ください

このパンフレットは、学生・こども総合保険の概要を説明したものです。ご加入の内容は、こども総合保険普通保険約款および特約によって定まります。詳細は普通保険約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

保険金をお支払いする場合に該当したときの手続

保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡	保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続きまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
保険金支払いの履行期	引受保険会社は、保険金請求に必要な書類 ^{(*)1} をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするため必要な事項の確認 ^{(*)2} を終えて保険金をお支払いします。 ^{(*)3} (*)1) 保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。 (*)2) 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。 (*)3) 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。
保険金のご請求時にご提出いただく書類	被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただきます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。 ご提出いただく書類 以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの <input type="radio"/> ○引受保険会社所定の保険金請求書 <input type="radio"/> ○公の機関(やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書 <input type="radio"/> ○引受保険会社所定の同意書 <input type="radio"/> ○死亡診断書 <input type="radio"/> ○事故原因・損害状況に関する資料 <input type="radio"/> ○損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類 <input type="radio"/> ○引受保険会社所定の診断書 <input type="radio"/> ○他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類 <input type="radio"/> ○診療状況申告書 <input type="radio"/> ○被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料(住民票、戸籍謄本 等) <input type="radio"/> ○引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類 事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。
示談交渉について	法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する契約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないと損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできることなどがありますのでご注意ください。 <示談交渉サービス> 日本国内において発生した、賠償責任条項の対象となる賠償事故(受託物の破損、紛失または盗取を除きます。)について被保険者のお申出により、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお受けいたします。なお、示談交渉をお受けした場合でも、話し合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することができます。また、日本国内において発生した賠償事故(受託物の破損、紛失または盗取を除きます。)で保険金をお支払いする場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。 <示談交渉を行うことができない主な場合> 次の場合には、引受保険会社は相手の方との示談交渉を行うことができませんので、ご注意ください。 なお、その場合でも、円満な解決に向けたご相談に応じます。 <input type="radio"/> ○1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が賠償責任条項で定める保険金額を明らかに超える場合 <input type="radio"/> ○相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合 <input type="radio"/> ○相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合 <input type="radio"/> ○被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合
代理請求人について	高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者 ^(*) 等(以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。)が保険金を請求できることがあります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。また、 本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。 (注)①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者 ^(*) 」 ②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合 「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」 ③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合 「上記①以外の配偶者 ^(*) 」または「上記②以外の3親等内の親族」 (*)法律上の配偶者に限ります。
柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合	通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。 また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

重要事項のご説明

契約概要のご説明(学生・こども総合保険)

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

① 商品の仕組みおよび引受条件等

(1)商品の仕組み

この保険は、被保険者(補償の対象者)が事故によりケガをされた場合や病気になられた場合、被保険者の扶養者が事故によるケガで亡くなられたり重度後遺障害を負われた場合、および被保険者が法律上の損害賠償責任を負われた場合に保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方、扶養者として指定できる方および被保険者の範囲は次のとおりとなります。

被保険者としてご加入いただける方	保険期間の末日において満22才以下の方または学校教育法に定める次の学校の学生・生徒の方(入学等手続を終えた方を含みます。)に限ります。 ^(*)
対象となる学校教育法に定める学校	①大学 ②大学院 ③短期大学 ④高等学校(中等教育学校の後期課程含む) ⑤高等専門学校 ⑥特別支援学校 ⑦専修学校(専門課程、高等課程、一般課程) ⑧各種学校 ⑨専門職大学 ⑩専門職短期大学 ただし、⑦、⑧については教育基本法に定める義務教育を修了した方およびこれに相当する方に限ります。
扶養者として指定できる方	被保険者を扶養している方で、かつ、次に掲げる条件をすべて満たしている方とします。 ①被保険者の親権者であること(被保険者が成年である場合を除きます。) ②被保険者と同居していること(下宿、扶養者の単身赴任等、被保険者の就学上の理由などで別居している場合を含みます。) ③被保険者の属する世帯の生計を維持していること
被保険者の範囲	下記以外 加入申込票の被保険者氏名の欄に記載の方(本人) 賠償責任保険金 本人(本人が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。)を被保険者とします。)

- (*) 1.各省庁が教育施設として設置している税務大学校・航空大学校・自治大学校・防衛大学校等の各種大学校に在籍する学生・生徒の方は対象となりません。
- 2.入学等手続を終えた方とは、入学に必要な書類を学校に提出のうえ、入学金およびその他の費用を納入し、学校の定める所定の手続を完了した方をいいます。
- 3.保険始期時点で満1才未満または満30才以上の方は疾病補償基本特約をセットすることはできません。

(2)補償内容

保険金をお支払いする場合は7ページから13ページのとおりです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

- ①保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額
7ページから13ページをご参照ください。
- ②保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)
7ページから13ページをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3)セットできる主な特約およびその概要

7ページから13ページをご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

(4)保険期間

この保険の保険期間は、2026年4月1日午後4時から2029年3月31日午後4時までです。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

(5)引受条件

- ご契約の引受範囲および引受範囲外の職業・職務につきましては、「注意喚起情報のご説明」の「2. (2)通知義務等(ご加入後にご連絡いただく事項)」<ご契約の引受範囲><ご契約の引受範囲外>をご参照ください。
- お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、3ページから4ページの保険金額欄および加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。
 - ・保険金額は被保険者(補償の対象者)の方の年令・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受けできない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。
 - ・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

② 保険料

保険料は保険金額・保険期間・お仕事の内容(「自転車搭乗中等のみ補償特約」をセットしたご契約の場合を除きます。)等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

③ 保険料の払込方法について

表紙および5ページをご参照ください。

④ 満期返り金・契約者配当金

この保険には満期返り金・契約者配当金はありません。

⑤ 解約返り金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返り金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することができます。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返り金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明 (学生・こども総合保険)

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

① クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

この保険は千葉県高等学校PTA連合会が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

② 告知義務・通知義務等

(1) 告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)

- 被保険者(補償の対象者)には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「○」印などの印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

- ①被保険者の「職業・職務」([自転車搭乗中等のみ補償特約]をセットした場合を除きます。)
- ②他の保険契約等(*)に関する情報

(*)同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

(2) 通知義務等(ご加入後にご連絡いただく事項)

- ご加入後、被保険者に次の事実が発生した場合は、遅滞なくご加入の代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、保険金を削減してお支払いすることができますので、十分ご注意ください。(「自転車搭乗中等のみ補償特約」をセットした場合を除きます。)

【通知事項】

- ①職業・職務を変更した場合
- ②新たに職業に就いた場合
- ③職業をやめた場合

また、上記①または②のいずれかにおいて、下記の^くご契約の引受範囲外に該当した場合は、ご契約を解約していただくか、引受保険会社からご契約を解除します。

ご契約の引受範囲

下記以外の職業

ご契約の引受範囲外

オートスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士
その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

- ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

また、次の①または②に該当する場合もご契約内容の変更手続が必要となりますので代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

- ①扶養の有無または扶養者の変更
- ②学校の種類の変更

(3) その他の注意事項

- 同種の危険を補償する他の保険契約等(*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求歴欄にその内容を必ず記入してください。

(*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

■ 保険金受取人について

保 險 金 受 取 人	傷 害 死 亡 保 險 金	・死亡保険金は、特に死亡保険金受取人を定めなかつた場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。 なお、法定相続人とは民法で定められた被相続人の財産を相続できる人をいい、法律上の婚姻関係にない配偶者を含みません。 (注)死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
	上記以外	・普通保険約款・特約に定めております。

- 傷害条項の被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、傷害条項の被保険者は保険契約者にこの保険契約(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約(*)を解約しなければなりません。

①この保険契約(*)の傷害条項の被保険者となることについて、同意していないかったとき

②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があったとき

- ・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を发生させ、または发生させようとしたこと。

- ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。

- ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当するとき

- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

- ⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約(*)の存続を困難とする重大な事由を発生させたとき

- ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約(*)の傷害条項の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき

また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。

(*)保険契約
その被保険者に係る部分に限ります。

■ 複数のご契約があるお客さまへ

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(学生・こども総合保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、加入の要否を判断のうえ、ご加入ください。

(注)1契約のみご加入している場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外となったとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約等>

	今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
①	学生・こども総合保険 賠償責任条項	自動車保険 日常生活賠償 (受託物賠償追加型)特約 火災保険 日常生活賠償特約
②	学生・こども総合保険 育英費用条項	GK ケガの保険 育英費用補償特約

③ 補償の開始時期

始期日の午後4時(中途加入の場合は補償開始日の午前0時)に補償を開始します。保険料は、表紙および5ページ記載の方法により払込みください。表紙および5ページ記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

④ 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

7ページ～13ページをご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を発生させ、または発生させようとしたこと。
- ②被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

⑤ 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は、表紙および5ページ記載の方法により払込みください。表紙および5ページ記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

⑥ 失効について

ご加入後に、被保険者(*)が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

<育英費用条項について>

ご加入の後、次のいずれかに該当するようになった場合、育英費用条項は効力を失います。

なお、②または③の事由による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

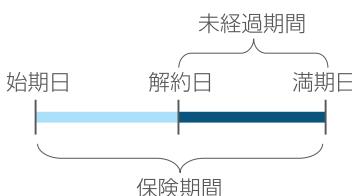
- ①引受保険会社が育英費用保険金をお支払いした場合
- ②被保険者(*)が独立して生計を営むようになられた場合
- ③被保険者(*)が特定の個人により扶養されなくなった場合

(*)傷害条項および育英費用条項における被保険者をいいます。

⑦ 解約と解約返りい金

ご加入を中途で脱退(解約)される場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

- 脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返りい金を返還させていただきます。ただし、解約返りい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- 始期日から脱退(解約)日までの間に応じて払込みいただきべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。



⑧ 保険会社破綻時等の取扱い

14ページをご参照ください。

⑨ 個人情報の取扱いについて

5ページをご参照ください。

⑩ 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」のご注意

現在のご契約について解約・減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となるときがあります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

(1) 現在のご契約について解約・減額などをされる場合の不利益事項

- ①多くの場合、現在のご契約の解約返りい金は払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約された場合の解約返りい金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- ②一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うことがあります。

(2) 新たな保険契約(「学生・こども総合保険」の疾病補償基本特約、疾病による学業費用補償特約)にお申込みされる場合のご注意事項

- ①新たにお申込みの保険契約については、その保険契約の責任期間開始前に生じている病気やケガ等に対しては保険金をお支払いできないことがあります。
- ②新たにお申込みの保険契約については、現在のご契約と商品内容が異なることがあります。新たな保険契約にご加入された場合、新たな保険契約の普通保険約款・特約が適用されます。
- ③新たにお申込みの保険契約については、保険料計算の基礎となる予定期率・予定期死亡率等が解約・減額される契約と異なることがあります。

職種コード一覧

職種コード	職業名・職種名	職種級別
01	技術者(技師、監督を含みます。)	A
02	教員	A
03	保健医療従事者	A
04	芸術家、芸能家	A
05	職業スポーツ家	(注1)
06	その他の専門的職業従事者	(注1)
11	事務従事者	A
21	販売従事者	A
31	農林業作業者	B
36	漁業作業者	B
41	採鉱・採石作業者	B
51	自動車運転者(助手を含みます。)	B
52	船舶関係従事者(漁労船以外の船舶乗船者) (モーター・ボート競争選手を除きます。)	A
53	航空機関係従事者(航空機搭乗者)	A
54	その他の運輸従事者(注2)	A
55	通信従事者(注3) (船舶・漁労船乗船者、航空機搭乗者を除きます。)	A
61	金属製造加工作業者	A
62	電気機械器具組立・修理作業者	A

職種コード	職業名・職種名	職種級別
63	輸送機械組立・修理作業者	A
64	計器・光学機械器具組立・修理作業者	A
65	その他の機械組立・修理作業者	A
66	製糸・紡織作業者	A
67	裁断・縫製作業者	A
68	木・竹・草・つる製品製造作業者	B
69	パルプ・紙・紙製品製造作業者	A
70	印刷・製本作業者	A
71	ゴム・プラスチック製品製造作業者	A
72	革・革製品製造作業者	A
73	窯業・土石製品製造作業者	A
74	飲食料品製造作業者	A
75	化学製品製造作業者	A
76	建設作業者	B
77	定置機関・機械および建設機械運転作業者	A
78	電気作業者	A
79	その他の技能工・生産工程作業者	A
81	保安職業従事者	A
86	サービス職業従事者	A
91	有職者以外(主婦・学生等)(注4)	A

(注1)職種級別は、代理店・扱者または引受保険会社にお問合せください。

(注2)自動車(二輪自動車(オートバイ)を除きます)を用いて配達・宅配作業に従事する場合は、職種コード51に該当します。

(注3)自動車(二輪自動車(オートバイ)を除きます)を用いて郵便物・電報の集配作業に従事する場合は、職種コード51に該当します。

(注4)ご職業に就かれていらない場合は、職種コード91に該当します。

団体との関係のコード

団体の 1 : 構成員本人 学校団体の場合は、学生(被保険者)本人 PTA団体の場合は、扶養者本人	左記「1」構成員本人の 2 : 配偶者 5 : 兄弟姉妹	3 : 子ども 6 : 同居の親族	4 : 両親 7 : 使用人
---	------------------------------------	----------------------	-------------------

- (ご注意)
- この用紙は、ゆうちょ通帳アプリおよびゆうちょ銀行・郵便局の払込機能付きATMでもご利用いただけます。
 - この用紙は、機械で読み取りますので、口座記号番号および金額を記入する際は、枠内にはっきりとご記入ください。
また、用紙を汚したり、折り曲げたりしないでください。
 - 払込みの際、法令等に基づき、依頼人様(および代理人様)の運転免許証等、顔写真付きの公的証明書類のご提示をお願いする場合があります。
 - この用紙による払込料金は、ご依頼人にお支払いいただけます。
 - この用紙の通信欄・ご依頼人に記載されたおところ・おなまえ等は、加入者様に通知されます。
 - この受領証は、払込みの証拠となるものです。大切に保管してください。
なお、備考欄に「口座払」の印字をしたもののは、通常貯金口座から指定口座への払込みが行われたものです。
 - この用紙をゆうちょ銀行または郵便局にお預けになるとときは、引き換えに「預り証」を、必ずお受け取りください。



(2024.1)

千葉県高等学校PTA連合会(引受保険会社:三井住友海上火災保険株式会社)高校生総合補償制度

この用紙(払込取扱票)が

学生・こども総合保険申込書(加入申込票)です。

任意でご加入いただく制度ですが、同封のご案内をお読みいただき、主旨をご理解のうえ、この機会にご検討ください。

●払込取扱票ご記入のてびき

●必ず保険料一覧表をご確認のうえ、ご希望タイプの金額を払込取扱票の「金額」欄に記入してください。
ミニシ目より下を切り取り、ゆうちょ銀行・郵便局で手続きしてください。

お申込方法

- 下の払込取扱票に、必要事項をご記入・ご署名のうえ、保険料と一緒に近くのゆうちょ銀行・郵便局にて**払い込んでください**。(払込手数料はご依頼人負担です。)
 - 補償期間:初回お申込締切日(2026年3月31日)までに払込まれた場合、2026年4月1日から補償を開始します。
※**2026年4月1日以降にお申込みされた場合は、お申込日(保険料払込日)の翌日から補償開始いたします。**なお、保険料については、次ページをご参照ください。
 - 本制度は団体契約のため、加入者証は最終加入者が確定後、一括して扶養者に郵送いたします。加入者証到着までは払込用紙の振替払込請求書兼受領証が本制度ご加入の証となりますので、大切に保管してください。(発送予定:6月中旬～7月初旬頃)

＜必ずご確認ください＞

■以下①～⑦の記載をよくお読みいただき、⑦について同意いただいたうえで加入をお申込みください。

■○の項目は、ご契約に際して引受保険会社がおたずねする特に重要な事項(告知事項)です。事実と相違する場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので十分にご確認のうえご回答(記入)ください。

■○職業名・職種名および○職種コードについては、交通事故危険のみ補償特約または自転車搭乗中等のみ補償特約をセットする場合は、告知事項ではありません。

⑦右記をご確認・同意のうえ、扶養者がフルネームでご署名ください。

募集パンフレット、「重要事項の説明」、「ご加入内容確認事項」等を確認し、これらを書面もしくは電子データなど団体が定める方法で受領すること、および個人情報の取扱いに同意のうえ加入を申し込みます。

切り取らないでお出しください

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号	0	0	1	7	0	=	7	
加入者名	6	1	3	4	2	6		
千葉県高等学校PTA連合会								
金額	千	百	十	万	千	百	十	円
*								
* おなまえ								
ご依頼人								
様								
料金	(消費税込み)		日 附 印					
備考								

— 三十一 —

お申込日(保険料払込日)別 保険料一覧表

お申込日 (払込取扱票での保険料払込日)	ワイド			ベーシック	エコノミー
	SSタイプ	Sタイプ	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
受付開始～3月31日 (初回お申込締切)	50,000円	30,000円	20,000円	12,000円	6,000円
4月1日～4月28日	50,000円	30,000円	20,000円	12,000円	6,000円
4月29日～5月29日	48,590円	29,140円	19,450円	11,690円	5,800円
5月30日～6月28日	47,480円	28,480円	18,990円	11,420円	5,660円
6月29日～7月29日	46,160円	27,690円	18,460円	11,100円	5,500円
7月30日～8月29日	44,820円	26,900円	17,940円	10,780円	5,350円
8月30日～9月25日 (最終お申込締切)	43,700円	26,220円	17,500円	10,500円	5,210円

⚠ご注意ください

- 4月1日以降のお申込の場合、補償開始はお申込日(払込取扱票での保険料支払日)の翌日午前0時となります。
(例) 4月1日保険料払い込み→4月2日午前0時から補償開始。
- お申込日(保険料払込日)により補償開始日が変わるために、保険料が異なります。
- 学生・生徒の方が職業に就かれている場合は、保険料が異なることがありますので、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

お問合わせ先

この保険商品に関するお問合わせは

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社
千葉支店 千葉第一支社
所在地:〒260-0013 千葉市中央区中央4-7-4
TEL:043-225-2716
FAX:043-225-5695

募集代理店・扱者

幹事代理店・扱者
三井住友海上エイジェンシー・サービス株式会社
千葉統括
所在地:〒260-0013 千葉市中央区中央4-7-4
TEL:043-202-8141
FAX:043-227-0871

三井住友海上へのご相談・苦情・お問合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」**0120-632-277**(無料)

「チャットサポートなどの各種サービス」
こちらからアクセスできます。
<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>



万一、事故が起こった場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。
24時間365日事故受付サービス「三井住友海上事故受付センター」

0120-258-189(無料)

事故は いち早く

指定紛争解決機関(注意喚起情報)

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター **0570-022-808** [ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)]

- 受付時間[平日 9:15~17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]
- 携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。
- おかげ間違いにご注意ください。
- 詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html)

